

島根原子力発電所1号機 運転上の制限の逸脱(高圧注水系)に係る立入調査について

立入調査日時	平成20年8月4日(月)9:50~11:10
立入調査者	島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 室長、室員1名 松江市総務部 原子力専門監 防災安全課原子力安全対策室 室員1名
立入調査対応者	中国電力株式会社島根原子力発電所 副所長ほか
根拠規定	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条
調査概要	平成20年8月3日に中国電力株から報告があった運転上の制限の逸脱(高圧注水系)について、中国電力株から説明を受けた後、中央制御室で本事象に関連するデータ等を現場で確認した。
事象の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に1回通常運転中に実施する高圧注水系(以下「HPCI」)起動試験のため、8月3日14:00にHPCIポンプを起動したところ、14:01にHPCIの「蒸気管破断」、「自動隔離信号」、「タービントリップ」警報が発生し、HPCI駆動用タービンが自動停止した。 ・当直長は原子炉施設保安規定で定める運転上の制限を満足していない状態であると判断し、14:01に運転上の制限からの逸脱(以下「LCO逸脱」)を宣言した。 ・本事象は安全協定第10条第1項第1号②に該当する。
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月11日に発生した事案と同様の事案であると推定される。 ・前回の事案以降設置した仮設記録計の記録から、原因としてはHPCI起動時の過渡的な挙動によりトリップに至った可能性が高いと考えられ、今後、詳細な原因究明を進めていく。再発案件であり、原因究明、処置が完了するまで、LCO逸脱の解除はしない。(中国電力株説明) ・LCO逸脱時の要求事項については、以下のとおり満たしていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ①自動減圧系の窒素ガス供給圧力が8/3 14:40の時点で0.80MPa及び0.81MPa(規定値0.62MPa以上)であった。(当直日誌で確認) ②中国電力株は、原子炉隔離時冷却系(以下「RCIC」)の動作確認(8/3 15:16 RCIC起動、15:32 RCIC停止)を実施し、動作可能であることを確認している。(状態変化/操作履歴で確認) ・事案発生時間帯における1号機エリア放射線モニタ、ドライウエル内圧力・温度等の指示値に変動がないことを確認した。(チャート紙で確認)
指示事項	再発案件であるため徹底的に原因を究明するとともに、適宜、対応状況を報告すること。